

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **本日の審議の概要**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

### 金融資産の減損に関する会計基準の開発

#### (これまでの経緯)

2. 金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）及びこれまでの審議を踏まえ、6 つのステップ（公開草案の公表を含む。）に分けて検討を進めている。なお、6 つのステップの詳細については別紙 1 で示している。
3. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）（以下「第 535 回企業会計基準委員会等」という。）では、引き続き検討が必要な論点はあるものの、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いを除いて、ステップ 4 に関する検討の方向性について企業会計基準委員会において概ね異論は聞かれていないことから、会計基準等への定めを取入れ方について検討を進めることを提案した。満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、引き続き議論することとしている。
4. 前項を踏まえ、第 535 回企業会計基準委員会等では、減損に関する基準の体系及び開示に関する基準の体系について審議を行った。基準体系のイメージ図については別紙 2 で示している。
5. 前項の基準体系を踏まえ、減損に関する今後の審議の進め方として次のとおり提案した。
  - (1) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）第 5.5.1 項から第 5.5.20 項の個々の定めについて検討を行い、取込みの要否及び表現を見直した上で、ステップ 2 として企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」

(以下「金融商品会計基準」という。)に取り込む内容、新たに開発する適用指針に取り込む内容及びいずれにも取り込まない内容<sup>1</sup>を峻別する。

- (2) IFRS 第9号 B5.5.1項から B5.5.55項の個々の定めについて検討を行い、取込みの要否及び表現を見直した上で、ステップ2として新たに開発する適用指針に取り込む内容及び取り込まない内容を峻別する。
  - (3) ステップ2のオプションについて、新たに開発する適用指針におけるどの定めと関連付けて記載するか検討する。
  - (4) ステップ4のオプションについて、区分を設けてまとめて記載するように検討する。
  - (5) IFRS 第9号の設例1から設例12 (IE6項から IE77項) について、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうか検討する。
  - (6) 実務上の参考になる項目に関する補足文書の内容を検討する。
6. また、開示に関する今後の進め方として次のとおり提案した。
- (1) IFRS 第7号「金融商品：開示」(以下「IFRS 第7号」という。) 第35A項から第35N項、第36項、第38項及びB8A項からB10項の個々の定めについて検討を行い、表現を見直した上で、新たに開発する適用指針に取り込む内容及び取り込まない内容を峻別する。その際、現行の企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「時価開示適用指針」という。) に含まれる既存の定めを削除及び見直しの要否を併せて検討する。
  - (2) 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、複数の開示方法があることを示すように補足文書の内容を検討する。
  - (3) 次の項目について、追加的な検討を行う。
    - ① 信用リスクの開示目的
    - ② 信用リスク・エクスポージャー開示

---

<sup>1</sup> 解説的な内容については、金融商品会計基準及び新たに開発する適用指針のいずれにも取り込まない場合があると考えられる。以下、同様。

**③ 財務諸表以外の開示への参照**

7. 第 543 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 18 日開催）において、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を減損プロジェクトの対象とすること並びに減損に関する公開草案の公表後に（減損プロジェクトの範囲に含めなかった領域に関する）分類及び測定の見直しの着手に関する方向性について議論を行うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。
8. 前項を踏まえ、第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）において、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する金融商品会計基準、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」の改正方針について、以下の 5 つに分けて検討を行うことを提案し、概ね異論は聞かれなかった。

- (1) 償却原価（含む、POCI）
- (2) 金融保証契約
- (3) ローン・コミットメント
- (4) 直接償却
- (5) 貸付金代替性債券

**（本日の審議事項）**

9. 本日は、次の会計基準の文案又は改正案に関する検討についてご意見をお伺いしたい。
  - (1) 金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（審議事項(5)-2）
  - (2) 金融商品会計基準（審議事項(5)-3 及び審議事項(5)-4）
  - (3) 金融商品実務指針（審議事項(5)-5 及び審議事項(5)-6）
  - (4) 時価開示適用指針（審議事項(5)-7）
  - (5) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（審議事項(5)-8）
  - (6) 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針

第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」(審議事項(5)-9)

10. また、本日の審議に関連する第 242 回金融商品専門委員会(2025 年 7 月 16 日開催)で聞かれた意見は審議事項(5)-10 で示している。
11. なお、次の事項について、第 550 回企業会計基準委員会(2025 年 7 月 3 日開催)で聞かれた意見は審議事項(5)-11 で示している。
  - (1) 財務諸表以外の開示への参照(IFRS 第 7 号第 35C 項及び第 B6 項)
  - (2) 期中期間の簡便的な会計処理に関する検討
  - (3) 補足文書に関する検討(当座貸越契約及び貸出コミットメント)
  - (4) 補足文書に関する検討(SICR に関する判定)
  - (5) 補足文書に関する検討(CECL モデルに基づく情報の開示方法)

以 上

## 別 紙 1

## 金融資産の減損に関する会計基準の開発の進め方

1. これまでの審議を踏まえ、次の6つのステップに分けて基準開発を進めている。

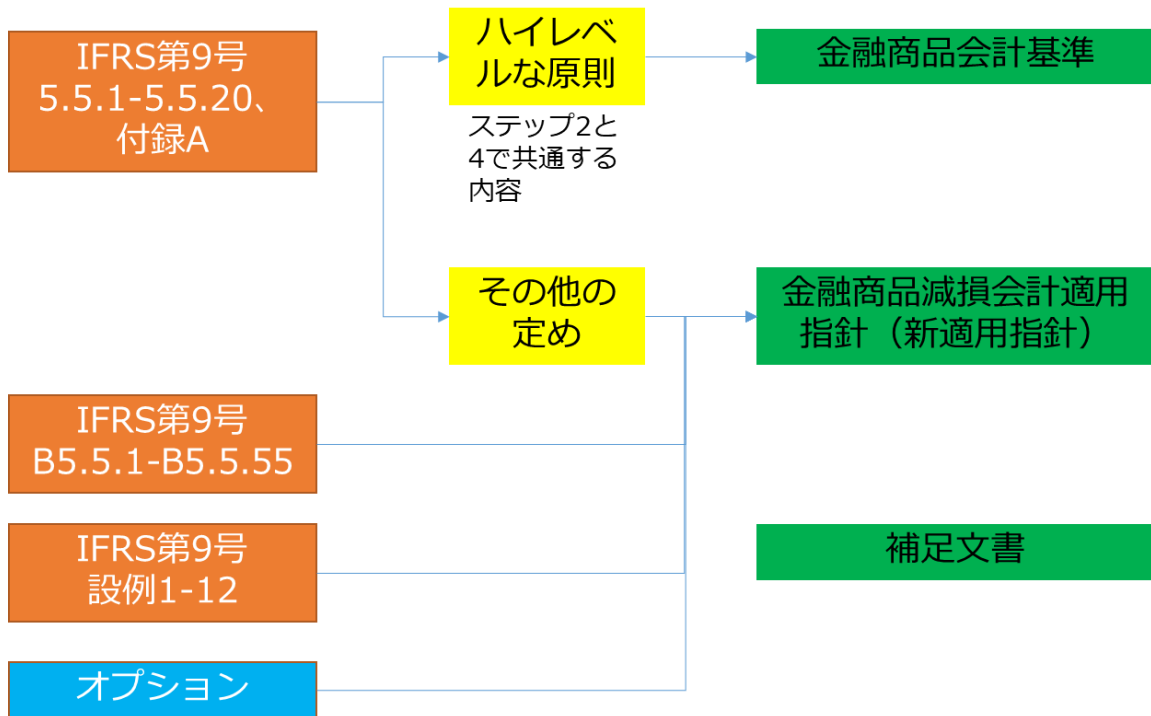
ステップ	検討事項
1	ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
2	金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発 （国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準）
3	ステップ2を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討
4	金融機関に適用される会計基準の開発 （IFRS 第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準）
5	一般事業会社に関する検討
6	公開草案の公表

以 上

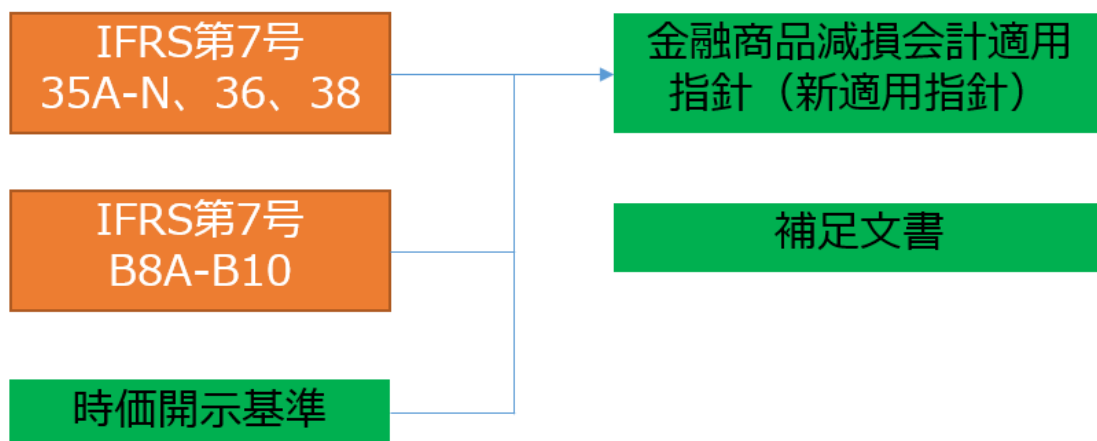
別 紙 2

基準体系のイメージ図

(減損に関する基準の体系)



(開示に関する基準の体系)



以 上